別表六（十一の二）　記載要領

1　この表は、租税特別措置法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の通算法人が次に掲げる場合に該当する場合に記載すること。

⑴　租税特別措置法第42条の４第８項第９号イ⑶に掲げる事業年度において同条第１項の規定の適用を受ける場合（同条第８項第３号イの他の通算法人が当該事業年度終了の日に終了する他の事業年度（同項第２号に規定する他の事業年度をいう。⑵において同じ。）において同条第１項の規定の適用を受ける場合を含む。）

⑵　租税特別措置法第42条の４第８項第９号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ⑶に掲げる事業年度において同条第４項の規定の適用を受ける場合（同条第８項第３号イの他の通算法人が当該事業年度終了の日に終了する他の事業年度において同条第４項の規定の適用を受ける場合を含む。）

2　当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合の記載は、次によること。

⑴　「他の通算法人の他の事業年度の売上金額の合計額（別表十八の二「17の計」－別表六（十一）「１」）　⑴」の欄には、確定申告書等（租税特別措置法第２条第２項第28号（用語の意義）に規定する確定申告書等をいう。以下この号において同じ。）に添付された別表六（十一の二）「１」の金額を記載すること。

⑵　「他の通算法人の基準売上金額の合計額（別表十八の二「18の計」－別表六（十一）「５」）　⑶」の欄には、確定申告書等に添付された別表六（十一の二）「３」の金額を記載すること。

⑶　「他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額（別表十八の二「10の計」－別表六（十一）「８」）　⑺」の欄には、確定申告書等に添付された別表六（十一の二）「７」の金額を記載すること。

⑷　「他の通算法人の基準年度試験研究費の額の合計額（別表十八の二「19の計」－別表六（十一）「10」）　⑼」の欄には、確定申告書等に添付された別表六（十一の二）「９」の金額を記載すること。

別表六（十一）の表中

特定税額控除規定の適用可否（別表六（七）「３」、「７」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合）	可

を

特定税額控除規定の適用可否

に、

当期税額基準額 ⑺×10/100
当期税額控除可能額 ((6)と(8)のうち少ない金額)

を

当期税額基準額 ((7)＋(別表六（十二の二）「18」))×10/100
当期税額控除可能額 ((6)と(8)のうち少ない金額）又は(別表六（十二）付表「13」、「16」又は「18」)

に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表六（十二）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の４第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該法人が同条第８項第３号の通算法人である場合には、同号イの他の通算法人が同条第18項において準用する同条第８項第２号に規定する他の事業年度において同条第７項の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　「特定税額控除規定の適用可否」の欄は、当該法人が次に掲げる法人のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定める場合に「可」と記載すること。

⑴　⑵に掲げる法人以外の法人　別表六（七）「３」、「７」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は租税特別措置法第42条の４第19項第７号に規定する中小企業者（同項第８号に規定する適用除外事業者又は同項第８号の２に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）若しくは同項第９号に規定する農業協同組合等に該当する場合

⑵　租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人　別表六（七の二）「３」、「７」若しくは「12」の要件のいずれかに該当する場合又は次に掲げる法人に該当する場合

イ　租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者

ロ　租税特別措置法第42条の４第４項に規定する農業協同組合等

ハ　通算子法人に係る通算親法人がロに掲げる法人である場合の当該通算子法人

3　「当期税額控除可能額（(6)と(8)のうち少ない金額）又は(別表六（十二）付表「13」、「16」又は「18」)　⑼」の欄は、当該法人が租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には「((6)と(8)のうち少ない金額）又は」を消し、その他の場合には「又は（別表六（十二）付表「13」、「16」又は「18」）」を消すこと。

別表六（十一）の次に次の一表を加える。